

[REDACTED]

法務省民二第562号
令和5年3月31日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公印省略)

租税特別措置法第77条及び第77条の2並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の2の2の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第77条の規定による登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり農林水産省経営局長から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第77条に掲げる要件のうち、別紙甲号の別添様式1による市町村長の証明書に記載されない要件である、同条の適用を受けようとする者が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用集積促進計画（以下「促進計画」という。）の定めるところにより土地の取得をしたこと及び取得の年月日並びに促進計画を都道府県知事が公告した年月日については、それぞれ農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令（令和4年政令第395号）第6条第1号及び第2号で規定する添付情報である促進計画の内容を証する情報及び同法第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報により確認する必要がありますので、申し添えます。

[REDACTED]

4 経営 第3222号
令和5年3月31日

法務省民事局長 殿

農林水産省経営局長
(公印省略)

租税特別措置法第77条及び第77条の2並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の2の2の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第77条の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について（照会）

所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）の一部の規定、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年財務省令第19号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第29条第1項に規定する市町村長が発行する証明書の様式を別添様式1、同規則第29条の2に規定する都道府県知事が発行する証明書の様式を別添様式2、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）において読み替えて適用する租税特別措置法施行規則第29条第1項に規定する福島県知事及び市町村長が発行する証明書の様式を、それぞれ別添様式3及び別添様式4のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

(別添様式1)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

(年号) 年 月 日

○○市町村長 殿

住所(事務所)

氏名(名称)

(代表者)

租税特別措置法第77条の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	土地の取得年月日
			m ²	

(注) 土地の取得年月日は、農用地利用集積等促進計画書の所有権の移転時期欄に記載する確定した日付とすること。

記

- 当該申請者は、租税特別措置法施行令第42条の4第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準を満たしていること。
- 当該土地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。
- 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地又は同項第2号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地であること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

(年号) 年 月 日

○○市町村長

印

(別添様式 2)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

(年号) 年 月 日

都道府県知事 殿

(農地中間管理機構)

租税特別措置法第 77 条の 2 の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

1 土地の表示

土地の所在	地 番	地 目	地 積	農用地利用集積等促進計画 又は農用地利用集積計画 の公告の年月日(注)1	取得年月日 (注)2
			m ²		

(注) 1 農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧農業経営基盤強化促進法」という。）に基づく取得の場合に記載すること。

2 農地法の規定に基づく取得の場合は、売買契約書等における引渡日とすること。
農地中間管理事業の推進に関する法律及び旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく取得の場合は、農用地利用集積等促進計画書等の所有権の移転の時期欄に記載する確定した日付とすること。

- 2 当該申請者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構であること。
- 3 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 号に規定する農地売買等事業により取得されたものであること。
- 4 当該土地は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項の農業振興地域整備計画において同条第 2 項第 1 号の農用地区域として定められている区域内に存すること。
- 5 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する農用地又は同項第 2 号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地であること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

(年号) 年 月 日

都道府県知事

印

**福島復興再生特別措置法に基づく農用地利用集積等促進計画による
登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願（福島県）**

(年号) 年 月 日

福島県知事 殿

住所（事務所）

氏名（名称）

（代表者）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の2の2により租税特別措置法第77条を読み替えて適用する場合の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	農用地利用集積等 促進計画の 公告の年月日	土地の 取得年月日
			m ²		

(注) 土地の取得年月日は、農用地利用集積等促進計画書の所有権の移転時期欄に記載する確定した日付とすること。

2 当該土地は、福島復興再生特別措置法第7条第4項第1号に規定する農用地利用集積等促進事業により取得した土地であること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

(年号) 年 月 日

福島県知事

印

(別添様式4)

福島復興再生特別措置法に基づく農用地利用集積等促進計画による
登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願（市町村）

(年号) 年 月 日

○ ○ 市町村長 殿

住所（事務所）

氏名（名称）

（代表者）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の2の2により租税特別措置法第77条を読み替えて適用する場合の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	土地の取得年月日
			m ²	

- 2 当該申請者は、租税特別措置法施行令第42条の4第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準を満たしていること。
- 3 当該土地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。
- 4 当該土地は、福島復興再生特別措置法第17条の18第1項第1号に規定する農用地又は同条第2項第2号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地であること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

(年号) 年 月 日

○ ○ 市町村長

印

[REDACTED]

法務省民二第561号
令和5年3月31日

農林水産省経営局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

租税特別措置法第77条及び第77条の2並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の2の2の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第77条の規定による登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について(回答)

本日付け4経営第3222号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。